

# 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令について

総合政策局地域交通課  
自動車局旅客課  
総合政策局物流政策課

## 1. 背景

第 201 回通常国会において、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 36 号。以下「法」という。）が成立し、令和 2 年 6 月 3 日に公布されたところ。

今般、法を施行するに当たり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成 19 年政令第 297 号）、道路運送法施行令（昭和 26 年政令第 250 号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成 17 年政令第 298 号）その他関係政令について、所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正の概要

### (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令の一部改正

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づく各種事業の実実施計画の国土交通大臣による認定について、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 3 条の特許を要する場合に必要な手続を政令で定めているところ、今般の法改正により創設された地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画及び地域公共交通利便増進実施計画に係る認定についても、同条の特許を要する場合に必要な手続を定めることとする。

### (2) 道路運送法施行令の一部改正

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）において、国土交通大臣の権限のうち地方運輸局長に委任される権限を政令で定めているところ、今般の法改正により創設された以下の権限について、地方運輸局長に委任することとする。

- ・一般旅客自動車運送事業者による営業区域外旅客運送の禁止規定に係る特例に係る権限
- ・路線バスの新規参入時における関係地方公共団体への通知の権限

### (3) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画の認定等に関する主務大臣を政令で定めているところ、今般の法改正により新たに位置付けられた貨客運送効率化事業の実施を内容とする総合効率化計画の認定等については、同計画の実施主体が行う事業の業種を所管する大臣に加え、国土交通大臣を主務大臣とすることとする。

また、同法による主務大臣の権限について、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができることとされているところ、貨客運送効率化事業の実施を内容とする総合効率化計画の認定等の際の地方公共団体への意見聴取等に係る国土交通大臣の権限については、原則として地方運輸局長へ委任することとする。

#### (4) その他関係政令の一部改正

その他法の施行に伴い改正が必要となる政令について、所要の改正を行うこととする。

### **3. スケジュール**

公布：令和2年11月11日

施行：令和2年11月27日

※改正法の公布：令和2年6月3日

施行：令和2年11月27日